

# 指導調査結果に基づく、運営上の 注意事項について

平成31年3月

東北厚生局健康福祉部

健康福祉課

# 養成施設指導調査について

# 指導調査結果に基づく、運営上の指摘事項について

- 年間10施設程度実施予定
- 対象施設：
  - 東北厚生局で所管する以下の養成施設
    - 介護福祉士学校
    - 福祉系高等学校等
    - 栄養士養成施設
    - 管理栄養士養成施設
    - あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設

# 指導調査について

- 原則として、3～4年に1回調査予定
- 選定対象は以下の項目を考慮しつつ、総合的に判断します。
  - 変更承認申請の有無
  - 最後の調査からの経過年数
  - 情報提供
  - 提出物の状況(提出時期・内容)
  - (前回の指導調査の状況)

# 指導調査当日の日程について

- 書類審査(午前)
- 校舎、設備の確認、講評(午後)

# 指導調査における 各種指摘事項について

# 教員に関する事項①

- 「介護」「こころとからだのしくみ」及び「人間と社会」の科目編成責任者が定められていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第七号、第八号、第九号)
- 一部科目について担当教員が定められていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第四号)
- 専任教員の就任承諾書が管理されておらず、確認できなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 4(1)、様式2添付書類)

## 教員に関する事項②

- 出勤簿について、押印漏れや他の書類と内容の一致しない部分が見られた(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十七号)
- 科目編成責任者が当該分野の科目を担当していなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第七号、第八号、第九号)
- 介護教員講習会受講が資格要件の専任教員について、介護教員講習会未受講のまま専任教員に就任していた(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第八号)



# 教員に関する事項③

- 専任教員数が定員に対し不足していた(介護福祉士学校)  
(学校指定規則第五条第四号)
- 「こころとからだの理解」を担当する教員に、資格要件を満たす教員がいなかった(福祉系高等学校)(学校指定規則第八条第五号)

# 授業に関する事項①

- 演習形式の授業について、他課程の学生と合併して授業を実施していた。(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(4))
- 演習形式の授業について、複数学年の合同で授業を実施していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(4))
- 授業記録について、出席簿その他と内容の不一致が散見された(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(3))

## 授業に関する事項②

- 授業記録を備えていなかった(記載内容が不十分であった)  
(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(3))
- シラバスの内容と実際の授業内容が大きく異なり、教育に含むべき事項が授業されているか確認できなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(1)(2))
- 教育に含むべき事項について、養成課程外の授業で実施していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(2))

# 授業に関する事項③

- 「人間と社会」の選択科目について、授業の内容が運営指針上定める内容を含んでいなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(2))
- 一部の授業をレポートや自習で代替していた(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第三号)
- 学生に対しシラバス等の内容が開示、周知されていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十七号)

# 授業に関する事項④

- シラバスの内容が介護福祉士養成課程に沿ったものでは無かった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 8(1)(2))

# 実習に関する事項①

- 実習施設の承諾書、実習指導者の調書が管理されていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第九条第三項)
- 介護福祉士学校指定規則等で定めている以外の施設を実習先としていた。(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十四号)
- 実習時の出席簿について、内容の確認後、学生に原本を譲渡していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(3))

## 実習に関する事項②

- 巡回指導記録について、記録を集約せず、管理できていなかった。また、内容も不足していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 9(8))
- 巡回指導において、1施設当りの時間が短く、また巡回記録も指導内容を確認できないものであった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 9(8))
- 介護実習先が必要数確保できていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十四号)

# 実習に関する事項③

- 実習指導者が、指導者としての要件を満たしていなかった(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十四号)
- 実習指導者1人あたり12人程度の実習生を同時に実習させていた(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第十五号)
- 実習指導者の資格確認をせず、また指導者が変わった際も変更届の提出をしていなかった(福祉系高等学校)(学校指定規則第五条第十四号、第十条第二項)



# 実習に関する事項④

- 個人の秘密の保持について、実習前のオリエンテーションにて指導していたが、実習要綱等文書に記載をしていなかった（福祉系高等学校）（介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 9(11)）

# 学生に関する事項①

- 入学資格を確認する書類のうち、高卒認定資格を証明する書類について保管していなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(2))
- 定期健康診断について、当日受診できなかった者の健康診断結果を保管していなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(7))
- 健康診断を実施していなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(7))

# 学生に関する事項②

- 一部の科目について、学生の出席状況を管理していなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(3))
- 入学検定料、授業料、施設維持費、実習費について、学則等で定めた金額と異なる費用を徴収していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 11(3))
- 出席時間数が3分の2(実習は5分の4)を下回る学生に対して単位認定は行わない旨を周知していたが、学則等には規定していなかった(福祉系高等学校)一部の科目について、学生の出席状況を管理していなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 6(3))

# 学則・財政及びその他に関する事項①

- 専任の事務職員を配置しているが、過去数年にわたって変更届の提出漏れが発生していた(介護福祉士学校)(社会福祉士介護福祉士法施行令第四条第二項)
- 本来学則で定めるべき事項(入学者の選考、復学)が定められていなかった(削除されていた)(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 5)
- 本来学則で定めるべき事項を「別に定める」としておきながら、別規程を定めていなかった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 5)

## 学則・財政及びその他に関する事項②

- 実習における単位時間数が学則と実態で乖離していた(介護福祉士学校)(学校指定規則第五条第三号)
- 運営指針上定めている内容について、情報開示が不十分であった(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 10)
- 本来学則で定めるべき事項が削除されていた(福祉系高等学校)(福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について4)

## 学則・財政及びその他に関する事項③

- 運営指針上定めている内容について、情報開示が不十分であった(福祉系高等学校)(福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針9)
- 運営指針上定めている内容について、ホームページにて公開していたが、機器トラブルでアクセスできない状態だった(福祉系高等学校)(福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針9)
- 専任の事務職員が配置されておらず、事務を教員が担当していた(福祉系高等学校)(学校指定規則第五条第十六号、第八条第七号)

# 変更承認等に係る事項

- 学則について、変更届の必要な変更があったにもかかわらず変更届を提出していなかった(介護福祉士学校)(社会福祉士介護福祉士法施行令第四条第二項)

## ※未届け内容一覧

- 養成課程(科目名、単位数、授業形式)
  - 学則変更
  - 専任教員(担当科目の変更含む)
  - 実習施設、実習指導者
- 学則の変更時に変更届が必要なことを認識しておらず、変更届を提出していなかった(福祉系高等学校)(社会福祉士介護福祉士法施行令第四条第二項)

# 施設及び設備に関する事項

- ストレッチャーが、定員に対して不足していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 2(10))
- 携帯用盲人つえ及び障害者調理器具について配備しておらず、また人体解剖模型が使用に耐えない状態であった(福祉系高等学校)(福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針1(10))
- 白杖及び和式布団が必要数を満たしておらず、代用品を使って対応していた(介護福祉士学校)(介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I 2(10))



よろしくお願いいいたします。